［項を削る。］		
［略］		
［項を削る。］		
三　対象となる者	平成二十九年九月八日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者	
	株式会社竹内農場	耕種農業
	地	香川県丸亀市綾歌町栗熊東千七百三十九番

備考　表中の［　］の記載は注記である。

	株式会社正興電機製作所	電子機器組立て
	号	福岡県福岡市博多区東光二丁目七番二十五
［同上］		
	株式会社ヤナギサワ自動車販売	塗装
		愛知県豊田市堤町宝二十六番地二
［項を加える。］		
三　対象となる者	平成二十六年八月四日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者	

○外務省告示第三百二十三号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第三百三号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十九年八月十八日及び二十七日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千九百八十九号1（a）、第二千二百五十三号2（a）及び第二千二百五十五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月八日

外務大臣　河野　太郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（別表）	（別表）
1．～672.　［略］	1．～672.　［同左］
673.　ケヴィン・ジョルダン・アクセル・ギアヴァルシュ	673.　ケヴィン・ギアヴァルシュ
KEVIN JORDAN AXEL GUIAVARCH	KEVIN GUIAVARCH
称号：不明	称号：不明
役職：不明	役職：不明
生年月日：1993年3月12日	生年月日：1993年3月12日
出生地：Paris, France	出生地：Paris, France
国籍：フランス	国籍：フランス
旅券番号：フランス旅券番号　12CP63882, 3 FRA, 2012年7月31日発行（2022年7月30日まで有効）	旅券番号：不明
ＩＤ番号：フランス国民ＩＤカード番号　070275Q00787, 2007年2月16日発行（2017年2月15日まで有効）	ＩＤ番号：不明
住所：(a)Grenoble France（1993年から2012年までの住所）(b)Syrian Arab Republic（2012年から2016年まで居住）(c)Turkey（2016年6月から2017年1月まで(d)France（2017年1月以降，収監中）国連制裁委員会による指定日：2014年9月23日（2016年6月24日及び2017年8月27日に改訂）	住所：シリア・アラブ共和国（2012年から居住） 国連制裁委員会による指定日：2014年9月23日（2016年6月24日に改訂） その他の情報：シリアに渡航し，レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（644.で指定した団体）に加わったフランス人テロ戦闘員。フランスからシリアへの外国人テロ戦闘員の斡旋者。インターネットを通じた暴力的な宣伝の面で活動。